

仙台市長 郡 和子 様

農地等利用最適化推進施策の  
改善に関する意見書

令和5年8月

仙台市農業委員会  
会長 佐々木 均

## 第1 趣旨

我が国の農業経営を取り巻く環境は、農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加、鳥獣被害の拡大など、大変厳しい状況にあります。また、農畜産物の価格は依然低迷しており、加えて、国際情勢の著しい変化等が、肥料などの農業生産資材や飼料、燃油等の価格高騰に拍車をかけ、国内農業へ深刻な打撃を与えています。

このような中、本市の農業・農村は広大な農地と恵まれた立地条件のもと、109万市民への食料の安定供給を目指し、県下でも有数の農業産出額を上げるとともに、環境保全などの重要な役割を担ってまいりました。

しかしながら、農家数の減少や農業従事者の高齢化などによる担い手不足、それに伴う遊休農地の発生など、農業生産基盤の脆弱化が進行しており、産業としての農業の衰退が懸念されるなど、大きな課題に直面しています。

今後も、本市農業が持続的に発展していくためには、農業者の自助努力もさることながら、本市農政においても顕在化している諸問題の解決はもとより、農業者や消費者、関係機関などが強く連携し、食と農業を取り巻く問題について広く議論する環境を整えるとともに、新たな経済・社会情勢や国の農業政策の変革に的確に対応し得る農業経営の実現に向け、更なる施策の充実・強化が必要です。

そのため、本農業委員会では、本市農業・農村の活性化の礎となる農地等の利用の最適化を効率的かつ効果的に実施するため、特に重要となる①担い手への農地利用の集積・集約化、②遊休農地の発生防止・解消、③担い手支援の充実強化、④地産地消の推進、⑤鳥獣被害対策、⑥農業用資材・飼料・燃油等価格高騰対策、⑦農業関連施策の充実の7項目について、農業者、農業団体からの意見・要望をもとに、改善すべき施策の内容を農業委員会の総意として本意見書に取りまとめました。つきましては、本市農政に係る令和6年度の施策の立案や予算編成にあたり、特段のご配意を賜りますとともに、農業者が生産意欲と将来に対する力強い展望を持ち、安心して農業に取り組んでいける農業政策の展開を、国・県等に対し強く求めるよう要望します。

## 第2 事項

### 1 担い手への農地利用の集積・集約化

農業の生産性を高め競争力を強化するには、農業用施設の整備・改善、担い手への農地の集積・集約化を更に加速し、規模拡大や生産コスト削減など、収益性の高い農業を目指していく必要があることから、引き続き本農業委員会と連携し、次のことについて対応を図られたい。

- (1) 農業経営基盤強化促進法の改正により、農用地利用集積計画と配分計画が、経過措置期間後に農用地利用集積等促進計画へ変更されることになった。また、相対の利用権設定が廃止となり物納や短期間の契約ができなくなることから、市は農地中間管理機構と連携のうえ、制度変更点について丁寧に周知・啓発を行うこと。
- (2) 地域計画については、農業者や農地中間管理機構、JA、土地改良区など関係機関による協議の場を設け、将来の農地利用の姿について十分な話し合いを経たうえで策定すること。また、農業委員会が作成する目標地図の素案の作成にあたっては、十分な情報提供を行うなど、必要な協力や支援を行うこと。
- (3) 地域集積協力金や経営転換協力金は農地集積を進めるために必要な予算となっているが、経営転換協力金については令和5年度をもって廃止となることから、継続して交付されるよう国に働きかけること。
- (4) 担い手にとって大きな負担となっている用排水路の浚渫や畦畔の草刈りなどの共同作業については、農地集積・集約化の支障にもなっていることから、仙台市又は土地改良区においてU字溝を入れるなどの水路改良工事を計画的に実施するとともに、地域の共同作業の位置付けの重要性に関して地域の理解・醸成に努め、日本型直接支払制度の活用推進を図ること。

### 2 遊休農地の発生防止・解消

農地は市民に多様な農産物を供給する基盤であるとともに、防災や自然環境の形成等、多様な役割を果たしており、安定的な利活用と保全が重要である。このことから、農地の有効利用を推進するため、遊休農地発生防止のための指針を示したうえで地域特性に応じた収益性の高い農業が持続的に展開できるよう施策を講じるとともに、農地の条件

整備や担い手の育成・確保など、遊休農地の発生防止・解消のため、次のことについて対応を図られたい。

- (1) 遊休農地の発生が加速度的に進むことが懸念されるため、中山間地域に多く点在する小区画や不整形、傾斜地等農業生産条件の不利な農地について、ほ場条件の改善につながる農地耕作条件改善事業などの積極的な活用を努めること。
- (2) 地域の農業者が、遊休農地の解消及び維持管理に取り組むことが容易にできるよう、多面的機能支払交付金制度の充実を図ること。
- (3) 河川敷にある農地は水害などにより遊休農地になりやすい状況であり、水害で被害のあった農道に砕石を入れるなどの整備や木の伐採除去等を行うとともに、農地保全の手段について国土交通省と協議し、適正な農地利用ができる環境にすること。  
また、河川が土砂の堆積で浅くなることにより水害を誘発しているため、国土交通省へ浚渫など整備について強く働きかけを行うこと。

### 3 担い手支援の充実強化

農家戸数や農業労働力の減少、農業従事者の高齢化が進行する中で、地域農業を支える担い手の確保を図るため、認定農業者、女性・青年農業者の育成や集落営農組織の法人化等を進めるとともに、新規参入を促進し、多様な担い手の育成のため、次のことについて対応を図られたい。

- (1) 認定農業者が継続的かつ安定的に農業経営を行っていくことができるよう、各種支援制度の継続を図るとともに、支援内容の説明やPRを積極的に行うなど、支援制度の利用促進に努めること。
- (2) 集落営農組織については、効率的・安定的な経営体として持続性を確保する観点から、引き続き法人化に向けた集落内の合意形成のための継続的な支援を行うこと。
- (3) 令和5年10月から消費税の仕入れ税額控除の方式としてインボイス制度が始まる予定であり、担い手の経営安定のため、法人化の形態を適切に選択できるよう、制度について理解を深めるための相談会や研修会を実施すること。
- (4) 女性農業者については、農業の活性化や6次産業化等を推進するうえで、経営への参画をより一層促進することが必要であることから、女性農業者への様々な研修機会の充実を図るとともに、異業種連携を支援すること。また、女性農業者数の減

少や高齢化が進んでいることから、地域で孤立しないよう交流の機会を設けること。

- (5) 新規就農者への支援である仙台市独自の施策「小規模機械導入事業」を継続するとともに、他都市の新規就農者への支援策を参考にし、土壌改良整備費、生産施設の整備などにも市独自の助成や支援を拡充し、総合的な人材育成・確保対策を講じること。

また、新規参入者が地域に定着できるよう、農業経営、農業技術向上のための相談など支援を充実するとともに、初期投資を軽減するため、離農者の農業用機械・施設・作業場などを継承するシステムを構築し、併せて、メンテナンスや改修費用の助成制度を設けること。

さらに、新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業・経営開始資金）については、原則 50 歳未満の認定新規就農者に対して交付されるが、認定新規就農者の認定要件は原則 45 歳未満の青年であることとなっているため、年齢について 50 歳未満に統一することを国に要望すること。

- (6) 認定農業者などの担い手だけでなく、経営規模の大小にかかわらず意欲を持って農業に新規参入する者を地域内外から取り込むことが重要であることから、令和 5 年 4 月 1 日に農地法第 3 条許可に係る下限面積要件が撤廃された。国の法改正の主旨を踏まえ、副業的な営農者や自家消費を目的とした新規就農者に対しても、多様な担い手として位置づけ、営農が継続できるよう適切に育成・支援を行うこと。

#### 4 地産地消の推進

本市では、米を中心に麦・大豆等を組み合わせた土地利用型農業をはじめ、野菜、花き、畜産など、多様な農業が展開されており、今後、地域農業が持続的に発展できるよう、仙台市内での更なる農産物の消費拡大への支援を図られたい。

また、食育という観点と同時に、農業者が仙台市という大消費地に安定的かつ大量に地場産品を供給し、利益を得られる施策の展開を図られたい。

- (1) 直売などの地産地消、量販店・飲食店・ホテル・自衛隊・病院等での市内産農産物の利用・販路拡大のほか、市内産農産物の消費拡大を図るうえで必要となる施策を今後も継続して講じること。
- (2) 学校給食への米の提供については、環境保全米の栽培に経費がかさむことから、60kg あたり 250 円である補助額の増額をするとともに、消費者である児童生徒への

PRはもとより、農業者にも制度の普及を図り、生産拡大に努めること。

- (3) 野菜などについても市内産農産物への理解を深めるため、引き続き市内の食材を活用・PRし、県と連携しながら大手スーパーなどへの販路拡大の支援に力を入れること。
- (4) 単独調理校は、学校周辺の畑で取れた野菜を給食に利用するなど、児童・生徒に「食」をアピールしやすい環境にあるが、農産物納入事務手続きが障壁になっていることから、地域で採れた野菜を気軽に利用できるよう、事務処理を簡易的にすること。

また、給食センターにおいては、確実に市内産の旬の野菜を学校給食の献立に利用できるよう、入札と別枠で市が優先的に買い取る制度を整えること。

## 5 鳥獣被害対策

本市の西部中山間地域は、農業者の高齢化や担い手不足、ほ場条件の悪さに加え、イノシシやサルによる農作物被害の拡大などから、営農意欲の減退も顕著であり、経営規模の縮小や離農などにより、農業・農村活力の一層の低下が懸念されている。

また、東部地域においてもカラスやカモ、ハクビシン等による野菜への食害が出てきているため、市全域において次の取組みについて対応を図りたい。

- (1) イノシシやサルによる農作物などの鳥獣被害防止については、電気柵敷設等の防護対策が講じられてはいるものの、依然として被害は深刻な状況にある。関係機関と連携のうえ実態の把握に努め、個体数の抜本的な削減策を講じるなど、地域全体で取り組む被害防止対策の一層の強化を図り、農業者負担の軽減措置を講じること。
- (2) 鳥獣被害防止対策の助成制度については、捕獲報奨金の増額だけでなく、電気柵やワイヤーメッシュ柵設置、捕獲器具の購入費用が高額になるため、規模の小さいところでも助成率が低くならないよう、総延長ではなく設置金額に応じた助成にするとともに、十分な予算措置を講じること。また、わな用エサへの助成など、市独自の新たな制度を検討すること。
- (3) イノシシ被害防止のための草刈りで多面的機能支払交付金を使い切り、他の活動に使えない地区が見受けられることから、農業振興地域の農用地区域以外（市街化区域を除く）の農地についても助成対象とするよう国へ働きかけを行うこと。

さらに、他都市では、ICT 機器などを活用した有害鳥獣のスマート捕獲を行って

いる事例もあることから、先進事例を研究し導入されたい。

- (4) 鳥害による野菜の食害などが拡大している中、抜本的な対策が見つかっていないため、他都市の先進事例を調査し、対策事例を農業者へ紹介すること。

また、当面の対策として、防鳥資材購入・設置の市独自の助成制度により農業者負担の軽減措置を講じること。

## 6 農業用資材・飼料・燃油等価格高騰対策

新型コロナウイルス感染症や為替相場の急激な変動及び国際情勢の影響で、農業用資材・飼料・燃油・電気料等の価格の高騰が長期化している。国・県・市からの支援策が行われているが、事業実施にあたっては、農業者が確実に活用できるよう事業内容について十分な広報活動を行い、単発で終わることなく、継続的な支援を図られたい。

- (1) 肥料については、依然として高値が続き、農業者の経営を圧迫していることから、継続して支援を行なうことを国に要望するとともに、市独自の対策も併せて検討すること。

また、パイプハウス鉄骨や被覆用ビニル、出荷用包装資材等の価格高騰も続いているため、これについて支援を行うこと。

- (2) 飼料価格高騰対策については、既存の制度では価格高騰に十分に対応しきれていないため、支援の継続と充実を国・県へ要望するとともに、市でも継続して支援を行うこと。
- (3) 海外からの肥料などの安定的供給が可能となるよう、流通への関与を国へ強く求めること。
- (4) 電気料金は昨年度から大きく値上げされ、加えて、今年6月にも値上げされた。施設園芸など、農業生産に関わる電気料高騰の影響を受けている農業者に対して支援策を講じること。また、電気で稼働する農業用施設のランニングコストが嵩むことで、土地改良区の運営にも多大な支障が生じており、ひいては農業者の負担増が懸念されることから、土地改良区に対して経費の助成を継続的に講じることを強く要望する。

## 7 農業関連施策の充実

- (1) 水田に5年水を張らないと、「水田活用の直接支払い交付金」の対象農地から外れることになるが、これまで生産調整に協力し、畑作への転換を進めてきた経緯などを踏まえ、国に再考を求めること。
- (2) 公共用地（市道等法面、下水道敷地、雨水路周囲等）については、草刈りが行われずイノシシの隠れ場所や、害虫の発生など隣接農地に悪影響を及ぼしている場合が多々見受けられることから、適切な管理を行うよう、各管理者へ申入れを行うこと。特に仙台市管理の土地については、予算を確保して対応されたい。
- (3) 水稻の生産調整への協力を強制力がないため、生産目標の目安の達成に苦慮している状況である。農業者自ら方策を考えていく必要はあるが、地域内で達成できる仕組みづくりについて、市からの助言をいただきたい。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響により、農産物消費の減少など、農業全体が大きなダメージを受けており、市としてアフターコロナ対策を、長期的視点に立って農業者へ明示されたい。
- (5) 相続登記が令和6年度から義務化されることになるが、仙台市内の農地についても相続未登記農地が多数存在している。市政だよりや市HPでの周知など、農地を含め、市全体で相続未登記対策を進めること。